

声明 文部科学省、辺野古学習「教育基本法違反」見解に抗議する

3月16日女子生徒ら2名が死亡した同志社国際高校研修旅行中の辺野古転覆事故は、安全管理の面からも事前の下見不足、当日引率教員同行なしなど不十分であり、学校として検証し、二度と起こさないための努力をすべき事案です。

同志社国際高校は京都府内にあり所管は京都府にあります。この事故に関して文部科学省（以下、文科省）は所管を超えて、5月22日に事故の経緯や学校対応の調査結果を公表しました。研修旅行の安全管理が不十分な点を指摘すると同時に、辺野古問題をめぐる学習内容に言及し、教育基本法制定以来初の「政治活動を禁止した教育基本法14条2項に違反」と断定しました。14条は「政治教育」を規定した条項で、**第1項**「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」（政治教育の必要性を明記）、**第2項**「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」です。文科省は「14条2項違反」根拠を、事前学習で沖縄県の見解を学習したこと、辺野古のテント村訪問、抗議する船の乗船などを挙げ「総合的に勘案した」と説明しました。

改定された教育基本法にも、教育の目的は「人格の完成」であり、教育の目標に「主体的に社会の形成に参画」とあります。前文には「個人の尊厳を重んじ真理と正義を希求し…人間の育成を期する」「日本国憲法の本質にのっとり」と規定しています。私たち歴史教育者協議会（以下、歴教協）は、1949年創立から、教育基本法第1条【教育の目的】にある「平和で民主的な国家及び社会の形成者」「国民の育成」をめざす授業実践の創造に努力してきました。また沖縄県や全国の研究者・教職員と共に長年現地で調査・研究し、沖縄平和学習を創造してきました。在日米軍基地施設面積の7割が集中する沖縄県の基地公害を、騒音や米兵による暴力事件等を通して学んできました。基地の実態を学ぶことは「良識ある公民としての必要な政治的教養」です。

辺野古事故の安全管理の問題と教育内容の問題は別問題です。同日の記者会見で松本文科相は、校外活動の安全確保や教育活動の状況の「全国調査」を行う考えを示しました。「全国調査」によって教育現場が「萎縮」し、平和学習が後退することを危惧します。教育基本法16条は教育への「不当な支配」を禁じています。文科省の、辺野古学習は「教育基本法14条第二項違反」との見解と「全国調査」の実施は教育への不当な政治介入であり、見解の撤回と調査の実施凍結を強く求めます。

2026年6月11日

一般社団法人歴史教育者協議会 常任委員会